

記入例

農地法第3条の規定による許可申請書

賃貸借

令和7年〇〇月〇〇日

伊江村農業委員会会長 殿

譲渡人 伊江島 太郎

譲受人 城山 次郎

実印

認印

※譲受人は
認印でも可。

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権() } を { 移転
設定期間 〇 年間 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に〇を付してください。)

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	伊江島 太郎	70	農業	伊江村字東江前〇〇番地
譲受人	城山 次郎	40	農業	伊江村字西江上〇〇番地 〇〇アパート〇号

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付して下さい。)

土地の所在				地目		面積 (m ²)	対価、賃料等 の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名 又は名称 [現所有者が登記 簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
市町村名	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種類、 内容	権利者の氏 名又は名称
伊江村	東江前	東江前	38	畑	畑	10	[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容(賃貸借)

- ① 時期 (許可あり次第) ② 対価 ()
③ 賃借料等の給付の種類および額 (年間〇〇円/坪) ④ 契約期間 (許可後〇年間)

伊農委第 号

伊江村農業委員会 会長 玉城正芳

令和 年 月 日

上記申請については、下記条件を附して許可します。

□農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可をするので、毎事業年度の終了後3箇月以内にその農地(採草放牧地)の利用状況について、許可権者に報告すること。

申請人訂正欄 ※漢数字を使用する 字挿入 字抹消	担当者確認欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消	許可権者訂正欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消
伊江島太郎 申請人印 次郎 城山 認印		年 月 日 訂正・再交付

【教示】裏面を読んでください。

様式第2号の1（裏面）

[注意事項]

「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。

[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[記載要領]

- 1 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、「住所」欄は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄は法人の名称及び代表者の氏名を、「職業」欄はその業務の内容をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 「3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。